

市民農園の利用を辞退されるみなさまへ

- 1 利用辞退する月の末日までに区画の片付け・整地をし、「東久留米市市民農園利用辞退届」を産業政策課に提出して下さい。
- 2 区画の片付け・整地について
 - ・ご自身の区画に残っている野菜、野菜くず、雑草、ごみ、農機具、支柱等は必ず自宅へ持ち帰り処分してください。
 - 農園内にある私物も全て持ち帰ってください。
 - ・次の方が利用できなくなってしまうため、区画内への野菜くず等の埋め込みはしないでください。
 - ・次の利用される方が気持ちよく始められるように耕うんして整地をしてください。

下の写真のように区画を片付けし、耕うん・整地してください。



ご連絡先

産業政策課農政係 042-470-7743(直通)